通所型サービス ■現行相当 (サービスコード: A6)

サービス内容	〇 現行の介護予防訪問介護と同様のサービス
	○ サービス提供の時間 ⇒ 現行の基準省令に準じる
	○ サービスの支援内容 ⇒ 現行の基準省令に準じる
対象者	〇 要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	〇 認知症で多様なサービスの利用が難しいケース
	(主治医意見書等にて認知症の診断がある方)
事業の実施方法	〇 事業者指定(平成27年4月1日以降事業所開設者は申請が必要)
人員基準	·管理者※ 常勤·専従1以上
	・介護職員 ~15人に専従1以上
	15人~利用者1人に専従0.2以上
	・生活相談員 専従1以上
	•看護職員 専従1以上
	・機能訓練指導員 1以上
	※ 支障がない場合、同一敷地内の他事行書等の職務に従事可能。
設備基準	·食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上)
	•静養室、相談室、事務室
	・消火設備その他の非常災害に必要な設備
	・必要なその他の設備・備品
運営基準	・個別サービス計画の作成・秘密保持
	・運営規定等の説明・同意・事故発生時の対応
	・提供拒否の禁止・・廃止・休止の届出と便宜の提供等
	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 (現行基準と同様)
サービス提供者	〇 指定通所介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○ 原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施 (ケアマネジメントA)
個別サービス計画	〇 必要
計画期間	〇 介護予防訪問介護に準じる
単価	事業対象者・要支援1 1月につき1,798単位
	要支援2 1月につき3,621単位
	※加算減算についてはすべて適用
利用料	○ 1割~3割
	※昼食代は自己負担
給付管理	〇 対象
	・要支援者 ⇒ 介護度による予防給付の支給限度額
	・事業対象者 ⇒ 予防給付の要支援1の限度額
事業者への支払	〇 国保連経由での審査・支払
	· ————————————————————————————————————